



菖蒲

# 原会計事務所だより



編集発行人  
税理士・行政書士  
ファイナンシャルプランナー  
宅地建物取引士  
ITコーディネーター

**原俊**  
本社 〒104-0032  
東京都中央区八丁堀4-13-1  
TEL:03-3552-5500㈹ FAX:03-3552-5400  
市川支社 原行政書士事務所  
〒272-0815 千葉県市川市北方1-16-6  
TEL:047-333-6660㈹ FAX:047-333-8811  
喫茶 相続相談カフェ  
TEL:047-333-3344  
安藤会計支社 〒273-0002  
千葉県船橋市東船橋5-3-3  
TEL:047-424-5566㈹ FAX:047-424-5744  
E-mail info@harakaikei.com  
URL http://www.harakaikei.com/

6月

(水無月) JUNE

日	9	23
月	10	24
火	11	25
水	12	26
木	13	27
金	14	28
土	15	29
日	2	16 30
月	3	17
火	4	18
水	5	19
木	6	20
金	7	21
土	8	22

## 6月の税務と労務

- |   |       |                               |
|---|-------|-------------------------------|
| 国 税／5月分源泉所得税の納付                         | 6月10日 | 地方税／個人の道府県民税・都民税              |
| 国 税／所得税の予定納税額の通知                        | 6月15日 | 及び市町村民税・特別区民税の納付(第1期分)        |
| 国 税／4月決算法人の確定申告<br>(法人税・消費税等)           | 7月1日  | 市区町村の条例で定める日                  |
| 国 税／10月決算法人の中間申告                        | 7月1日  | 労 務／健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届      |
| 国 税／7月、10月、1月決算法人の消費税等の中間申告<br>(年3回の場合) | 7月1日  | 支払後5日以内                       |
|   |       | 労 務／児童手当現況届(市区町村役場から通知が届いた場合) |
|   |       | 7月1日                          |

### ワンポイント 日本標準産業分類の改定

総務省が定める、統計の相互比較性と利用の向上を図る目的で設定された統計基準。税制でも非上場株式の株価計算や消費税の簡易課税制度などの業種判定で利用されるもので、今年4月から業種の細分類項目に「食料品スーパー・マーケット」や「介護医療院」を新設するなどの改定が行われています。

## 所得税

# 給与所得者の定額減税

令和6年6月から所得税と住民税を合わせて、1人4万円の定額減税が実施されます。今回は、6月からの給与支払事務において注意すべきポイントを、所得税の定額減税に絞って取り上げます。

## 一定額減税の概要

令和6年分の所得税について、「定額減税」の適用を受けることができる人は、令和6年分の所得税の納税者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1805万円以下の人です。扶養親族がいるなど一定の要件

を満たす場合は2015万円)以下の人のが該当します。  
所得税の定額減税の額は、①本人分3万円、②同一生計配偶者及び扶養親族1人あたり3万円の合計額になります。

## 二 給与支払事務のあらまし

給与所得者に対する定額減税額は、給与の支払者が給与等を支払う際に、源泉徴収税額から定額減税額を控除する方法で行われます。控除対象者は、令和6年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書を提出している人(いわゆる甲欄適用者)です。給与の支払者は、令和6年6月1日以後に支払う給与などに対する源泉徴収税額から、その時点の定額減税額を控除する「月次減税事務」を行なうことになります。

## 三 控除対象者の確認

控除対象者は、令和6年6月現在で給与の支払者のもとで勤務している甲欄適用者(「基本準日在職者」といいます)です。

扶養親族は、所得税法上の控除対象扶養親族だけではなく、16歳未満の扶養親族も含まれます。16歳未満の扶養親族は、扶養控除等申告書の「住民税に関する事項」欄に記載されています。なお、同一生計配偶者も扶養親族も非居住者は対象ではありませんので、注意が必要です。

## 六 源泉徴収税額の納付

給与の支払者は、毎月の月次減税事務が終了したら、納付書に必要事項を記載して、納付すべき源泉徴収税額がある場合に

## 四 月次減税額の計算

給与所得の源泉徴収税額から控除する月次減税額は、同一生計配偶者と扶養親族の数によって計算されます(次頁事例参照)。このとき、同一生計配偶者と扶養親族は、毎月の給与や賞与における源泉徴収税額の計算のための「扶養親族の数」とは、範囲が異なります。

同一生計配偶者は、源泉控除対象扶養親族のうち、合計所得金額が48万円以下の人は、ただ青色事業専従者は除きます(次頁図1参照)。

## 五 給与等支払時の控除

令和6年6月1日以後に支払う給与や賞与について、給与などの支払いをする際には、まず現行の所得税法の規定などにより税額(「控除前税額」といいます)を計算します。そして、控除前税額から月次減税額を控除した差額を、実際に源泉徴収する税額として、給与などの支払いを行ないます。このとき、控除しきれない月次減税額は、次回に支払う給与や賞与に対する控除前税額から控除することになります(下図2参照)。

表 基準日在職者に該当しない人

①	令和6年6月1日以後支払う給与等の源泉徴収において、源泉徴収税額表の乙欄や丙欄が適用される人(扶養控除等申告書を提出していない人)
②	令和6年6月2日以後に、給与の支払者のもとで勤務することとなった人
③	令和6年5月31日以前に給与の支払者のもとを退職した人
④	令和6年5月31日以前に出國して非居住者となった人

は、法定納期限までに納付をすることになります。このとき納付書の税額欄に記載する金額は、控除前税額から月次減税額を控除した後の金額を集計した金額になります。

七年調減稅額

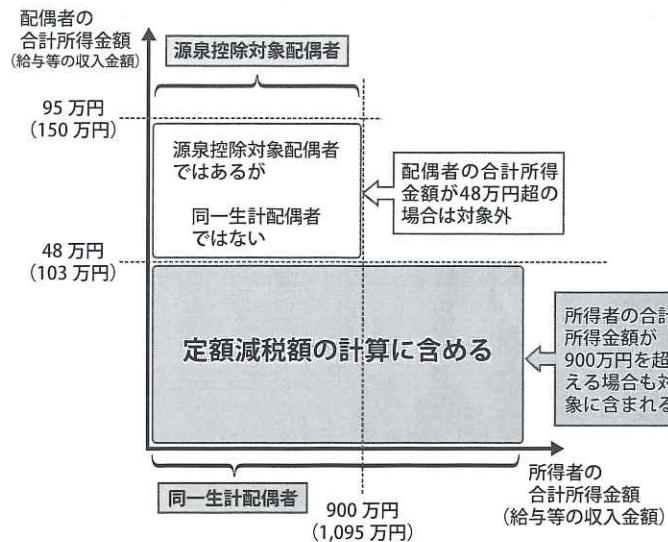
年末調整の際に、年末調整時  
点の定額減税額に基づき精算を  
行う事務を「年調減税事務」と  
いいます。対象者は、原則とし  
て年末調整の対象となる人で、  
年末調整により算出される年間  
の所得税額から年調減税額を控  
除した後の金額により年調年税  
額を計算します。

なお、年調減税の詳細は9月  
ごろに公表される予定です。

八  
終わりに

定額減税については法人会のアンケートでさえ、90%の企業が負担の増加の不満を表しています。

図1 同一生計配偶者の範囲



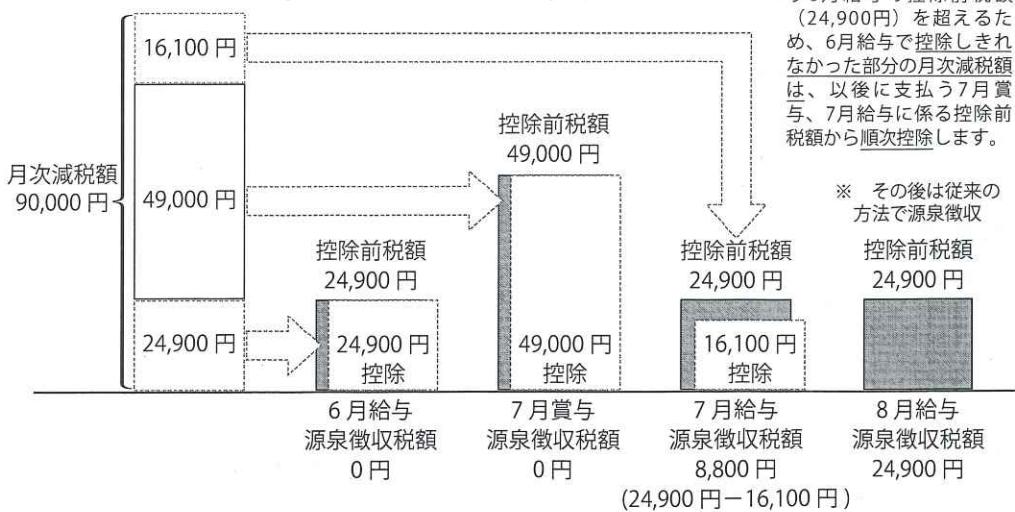
### 事例 月次減税額の計算

同一生計配偶者：有  
扶養親族：1名

合計2名

30,000円（本人分）  
+  
60,000円  
(30,000円×2名)  
||  
90,000円

図2 月次減税額が控除前税額を超える場合のイメージ



◆下記事例では、月次減税額(90,000円)が最初に支払う6月給与の控除前税額(24,900円)を超えるため、6月給与で控除しきれなかった部分の月次減税額は、以後に支払う7月賞与、7月給与に係る控除前税額から順次控除します。

※ その後は従来の  
方法で源泉徴収

控除前税額  
24,900 円

## 特定資産の買換えにおける期間の延長申請

法人が所有する棚卸資産以外の特定の資産を譲渡し、譲渡の日を含む事業年度に買換資産を取得して、なおかつ取得の日から1年以内に買換資産を事業用に供した場合や供する見込みである場合には、買換資産について限度額の範囲内で帳簿価額を損金経理により減額するなどの一定の方法で経理したときは、その減額した金額を損金の額に算入することができます。この制度を「特定資産を買い換えた場合の圧縮記帳」といいます。

買換資産を直ちに取得できない場合、一定の期間その益金相当額を繰り延べるために、特別勘定を設定することができます。この場合、特別勘定に設定した額を申告書上で申告調整することで、損金の額に算入することができます。

特別勘定を設定した法人は、特定資産を

譲渡した日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から1年以内に、買換資産を取得する必要があります。ただし、やむを得ない事情により、期限内に買換資産を取得することが困難な法人は、譲渡をした日を含む事業年度終了の日の翌日から2か月以内に、所轄税務署に「特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書」を提出し承認を受けた場合には、税務署長が認定した日まで買換期間を延長することができます。

なお、買換期間を延長できる、やむを得ない事情とは、次のような事情をいいます。

- 1 工場などの敷地とする宅地の造成および工場などの建設や移転にかかる期間が通常1年を超えると認められること
- 2 法令の規制などによりその取得に関する計画の変更を余儀なくされたこと
- 3 売主その他の関係者との交渉が長引き、容易に資産の取得ができないこと
- 4 前記1～3に準じた特別な事情があること

## 話は結論から

プレゼンテーションを聞いてみると、多くのプレゼンテーターが、プレゼンに至った背景、現状、理論、結果、展望と順を追って話を進めて行くのが一般的な説明の仕方であると思つていいようです。しかし、前置きが長くなり、聴衆の受けは芳しくない：それはなぜか？ 聴衆の関心が一番高いのは、

話の初めです。説明の初めは緊張して、演者が何を言うかと聞き耳を立てているからです。しかし、しばらくすると分かり切ったことの前置きを長々と聞かれ、そのうちに眠くなってしまいます。したがって、話は前置きなしに聴衆の関心がある結論から始め、途中、どこで終わっても良い順序とすることをお勧めします。

## 美術品などの取扱い

(1) 美術品などのうち次の要件に該当するものは、非減価償却資産に該当します。  
該当するものは、非減価償却資産に該当します。  
古美術品、古文書、出土品、遺物などのように歴史的価値や希少価値を有し、代替性がないもの

(2) それ以外の美術品などで、取得価額が1点100万円以上あるもの（時の経過によりその価値が減少することが、

明らかなるものを除く）  
時経過によりその価値が減少しないことが明らかなものを除き、取得価額が1点100万円未満の美術品等は、減価償却資産として取り扱います。減価償却資産に該当する美術品などの法定耐用年数は、それぞれの美術品などの構造や材質などに応じて判定します。例えば器具備品の室内装飾品に該当するのは、金属製のものは15年、他のものは8年になります。